



## ◇ 計画の基本的な考え方

### 基本理念

相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現をめざすため、計画の基本理念を次のように定め、計画を推進します。

「ふれあい・認め合い・支えあい」  
—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

### 将来像

計画の理念を実現できる地域社会をつくる上で、以下のような将来像を掲げ、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となり施策を推進します。

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、  
安心して暮らせるまち」  
—障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—

### 基本目標

障害のある人を取り巻く現状や市民アンケート調査等から示される諸課題を踏まえた中で、計画に描いた将来像を実現するため、以下のように基本目標を定めます。

- 1 お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現
- 2 自分らしく生きがいのある生活の実現
- 3 安心して暮らせるまちの実現

## ◇ 重点施策・事業

---

### 重点施策の内容

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成するため、施策の体系の中から特に次に掲げる施策を重点施策として取り組みます。

#### 1 相談支援体制の充実

- (1) 基幹相談支援センターの整備
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 成年後見制度の普及促進
- (4) 障害者虐待防止体制の整備

#### 2 就労の支援

- (1) 就労支援・雇用の促進
- (2) 就労支援体制の整備
- (3) 障害者就労施設等の受注拡大・工賃向上

#### 3 災害時における支援体制の整備

- (1) 災害時要援護者支援体制の整備
- (2) 災害時における情報伝達の確実性の向上

第1節 共生社会の実現に向けた  
相互理解の促進

- 1 市民意識の醸成
- 2 福祉に関する教育の充実
- 3 地域ボランティア活動等の  
推進

1 偏見や差別のない地域社会

2 障害に対する正しい理解と思  
いやりのある地域社会

3 ボランティア活動を通しての  
相互理解

第2節 子育て支援の充実

- 1 障害の早期発見と早期療育
- 2 障害に応じた療育
- 3 特別支援教育の充実

1 児童の健康が守られている  
まち

2 個性豊かな心身の成長・発達

3 自らの意思で目標を見つけ、生  
きがいを感じる

第3節 社会参加と就労の促進

- 1 障害のある人への就労の支援
- 2 スポーツ・文化活動の支援

1 就労により、個々の力を発揮  
し、生きがいのある地域生活

2 スポーツや文化活動を通して  
生きがいを感じる

## 具体的な行動

- (1) 地域活動における交流の促進
- (2) 心のバリアフリーの醸成

- (1) 学校教育における福祉教育
- (2) 交流の場の提供

- (1) ボランティア等の育成と市民参加の促進
- (2) 児童・生徒のボランティア活動支援
- (3) 社会福祉協議会との連携
- (4) 障害者関係団体への支援

- (1) 保健指導の継続的な実施
- (2) 疾病等の早期発見
- (3) 療育体制の充実

- (1) 子どもの自立に向けた支援
- (2) 障害児保育の充実

- (1) 教育内容の充実
- (2) 教育環境の整備
- (3) 就学相談・指導の充実
- (4) 卒業後の進路の確保

- (1) 就労支援・雇用の促進
- (2) 就労支援体制の整備
- (3) 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上

- (1) スポーツ・レクリエーションの促進
- (2) 文化・芸術活動の支援

第4節 自立した地域生活の支援

- 1 障害の原因となる傷病の予防と治療
- 2 障害福祉サービスの充実
- 3 生活の安定のための支援
- 4 相談支援体制の充実

1 傷病の予防と早期発見、早期治療による一生涯の健康

2 障害のある人やその家族が地域で安心して生活できる

3 経済的基盤の安定により安心して生活できる地域社会

4 障害のある人もない人も個人として尊重される

第5節 安全安心なまちづくりの推進

- 1 生活しやすいまちづくり
- 2 防犯・防災対策

1 すべての人が生活しやすい地域社会

2 誰もが安全安心に暮らせる地域社会

## 具体的な行動

- (1) 健康の維持・増進
- (2) 医療費等の負担軽減

- (1) 障害福祉サービスの供給体制の整備
- (2) 障害福祉サービスに係る人材の確保と育成
- (3) 利用者負担の軽減

- (1) 年金・各種手当制度の周知
- (2) 助成・割引制度の活用支援

- (1) 相談支援体制の整備・充実
- (2) 成年後見制度の普及促進
- (3) 虐待防止体制の整備

- (1) バリアフリー化の推進
- (2) 住まいの確保と居住の支援

- (1) 災害時用援護者支援体制の整備
- (2) 災害時における情報伝達の確実性の向上
- (3) 防犯対策

## ◇ 計画の推進に向けて

---

### 1 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との情報を共有することで、連携強化に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障害への理解や障害者への配慮について、市役所の各部局間の情報共有や意識の浸透に努めます。

### 2 市民参加による効率的、効果的な推進

#### (1) 施策の重点化

限られた財源や資源の有効活用を図りながら、障害者のニーズに的確に対応した計画を推進します。そのため、重点施策を設定し、効果的な施策の展開を図ります。

#### (2) 市民の参加と協力

本計画は、「市民全員参加型まつど障害者プラン」として、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割（具体的な行動）を掲げました。本計画を広く市民に周知することで、市民の皆様の参加と協力のもと、施策の推進を図ります。

### 3 計画の進捗状況の点検と評価

本計画で設定した達成目標や事業の進捗状況を点検、評価し、着実な計画の推進に努めます。

そのため、毎年、松戸市障害者計画推進協議会による事業の進捗状況の把握と評価を実施します。

また、計画期間の中間年を目途に、市民アンケート調査や団体ヒアリングなどを実施し、達成目標の確認と事業の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて、計画の内容の見直しを行います。

中間評価の実施にあたっては、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握するため、アンケート項目なども見直します。

第2次松戸市障害者計画 平成25年3月発行  
松戸市健康福祉本部子育て担当部障害福祉課  
〒271-8588 松戸市根本 387-5  
TEL：047-366-7348  
FAX：047-366-7613